



文部科学省認可
組合認可番号：27受文科総第1713号
共済認可番号：27受文科総第1714号
共済認可番号：28受文科総第1718号
キャリア教育共済協同組合

Mutual Aid Cooperatives Career Education

<本部事務局>

〒102-0073 東京都千代田区九段北4丁目2-25

全国専修学校各種学校連合会/一般財団法人職業教育・キャリア教育財団事務所内

<大阪事務局>

〒542-0012 大阪府大阪市中央区谷町9丁目1-22

TEL：06-6191-8118 FAX：06-6191-8116

お問い合わせ先



0120 - 014 - 888

2026年7月版

授業まで安心できる学生サポート



学校のための経営支援サポート



文部科学省認可

キャリア教育共済協同組合

01 キャリア教育共済協同組合

- P3 ご挨拶
- P4 組合設立の目的と活動内容
- P4 組織および事業概要
- P5 相関図
- P5 令和8年度・9年度役員

02 学生・生徒24時間共済

- P6 学生・生徒24時間共済 相関図
- P7 学生・生徒24時間共済とは
- P8 学生・生徒24時間共済の特長
- P9 学生・生徒24時間共済の補償の内容
- P9 学生数推移
- P10 事故データ
- P11 プラン例
- P17 学生・生徒24時間共済の詳細
- P21 お手続きの流れ
- P22 よくあるご質問
- P23 事故例

03 協賛事業

- P25 インターネット出願
- P27 Student Partner System（住宅サポート）
- P29 リユースノートパソコン販売・IT機器買取
- P31 火災保険
- P32 教職員業務災害補償
- P33 試験会場貸出マッチングサービス

キャリア教育共済協同組合

理事長 **福田 益和**



日頃よりキャリア教育ならびに職業教育の振興・発展にご尽力賜りますことに改めて敬意を表しますとともに、当組合の活動にご理解・ご協力いただきますこと、厚く御礼申し上げます。

これまでの専修学校各種学校を中心とした職業教育の発展は、多くの有為な職業人材を産業界に輩出し、わが国の産業の進展に大きく寄与してきました。しかしながら、今わが国は、これまでに経験したことのない超少子高齢社会に向け、いかに持続的発展を期すかが大きな課題となっており、成長分野等の産業発展と地方の創生、活性化が叫ばれています。

そのためには、これまで社会を支え続けてきた産業人材養成とともに、新たなエネルギー産業や6次産業、観光等のサービス産業などに対応した中核的専門人材の育成に社会の注目が集まっているように、今後、より高度で多様な人材の育成が求められています。

政府が掲げる様々な政策の中にも「人材力の強化」がうたわれ、文部科学省の中央教育審議会においても、すべての教育段階に応じたキャリア教育の必要性に関する提言や、実践的な職業教育に特化した新たな高等教育機関の制度化の議論が行われています。

このような新しいキャリア教育および職業教育を取り巻く環境の中で、組合員の相互扶助の精神に基づいた「キャリア教育共済協同組合」が平成27年11月に文部科学省認可（組合認可番号：27受文科総第1713号）を得て設立されました。

学生のための「学生・生徒24時間共済」を組合事業の中心とし、「教育界独自の補償制度」としてご賛同いただき、学生・生徒の卒業までの安心と学業に専念できる新しい学生サポートの形として多くの学校にご理解を賜っております。

さらに企業連携による新しいスキームの協賛事業を構築し、組合員の皆様への経営支援サポートを提供してまいります。

当組合は安全・安心な教育環境のさらなる充実を目指し、新規組合事業も含め組合員の各教育機関に対して、積極的に事業提案、情報提供を続けていくことが責務であると確信しております。専修学校各種学校を中心としたキャリア教育・職業教育を行う教育機関の人材育成を支援することによって、社会貢献の一端となるよう努力してまいります。

そのためにも、組合員の皆様方で新たに作り上げ育てていく組織と制度であることを改めてご理解いただき、ご賛同ご協力を賜りますことを心よりお願い申し上げます。

専修学校・各種学校を中心としたキャリア教育・職業教育業界は、これまで専門人材の育成を通じ、社会の発展に大きく貢献してきました。

しかしキャリア教育・職業教育を行う教育機関をとりまく環境は、超少子高齢化、グローバル化、産業の多様化などを背景として日々変化し、これまで以上に高度かつ多様な人材の育成が求められています。このような状況においては個々の学校の経営努力だけでなく、業界全体が団結することでより効率的に質の向上を図ることが重要であると考え、平成27年11月に「キャリア教育共済協同組合」を設立いたしました。

すべての学生・生徒に安心して学業に専念できる環境を提供することを第一の活動の柱とし、相互扶助の精神に基づいた「学生・生徒24時間共済」（学生・生徒のための補償制度）の運営をおこなうとともに、複数の協賛・協力企業と連携を図り、教職員のための補償制度「教職員業務災害補償」や、近年大学などでも主流となっている「インターネット出願」サービスなどをはじめとした学校運営に役立つ様々な制度やサービスを提供しております。

今後も時代やニーズに応じたサービスの提供を通じ、職業教育・キャリア教育業界全体の発展の一助となるべく努めて参ります。

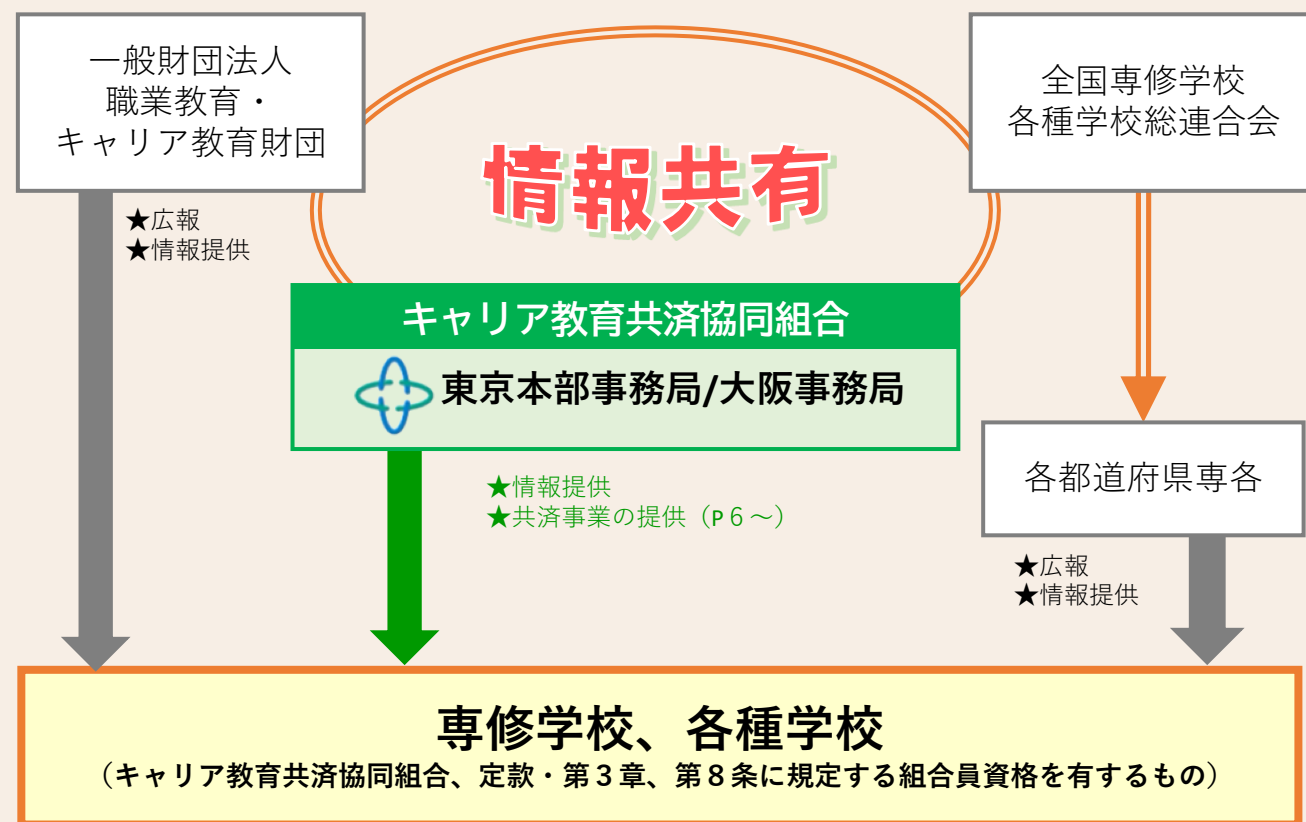
組織および事業概要

文部科学省認可（組合認可番号：27受文科総第1713号）

- 名称 キャリア教育共済協同組合
- 地区 各法人等が所在する都道府県の区域とする
- 事務所の所在地 本部事務局：東京都千代田区九段北4-2-25
大阪事務局：大阪府大阪市中央区谷町9丁目1-22 NK谷町ビル
- 組合員たる資格 組合たる資格を有する者は、次の各号の要件を備える小規模の事業者とする。
 - ①専修学校・各種学校を行う事業者であること。
 - ②本組合の地区内に事業場を有すること。
 - ③本組合の理事会の承認を得たのち出資する。
- 出資金 【注】加入資格
本組合に加入しようとするものは、定款第3条(地区)及び第8条(組合員の資格)の他、次の各号を備える事業者とする。
当組合の組合員資格は、定款に定める者の外、専修学校・各種学校を行う事業者と同一の経営グループに属する学校教育又はその他の教育、学習支援業を行う事業者に限るものとする。
 - ①出資1口の金額 10,000円
 - ②出資払い込みの方法 一時に全額を払い込むものとする。
- 事業内容概要
 - ①組合事業 組合員のための損害共済事業（学生・生徒24時間共済）
 - ②協賛事業 協賛企業との連携による、学校、学生・生徒にメリットを提供する経営支援サポート事業
- 組合員数 268（令和8年3月時点）

相 関 図

- キャリア教育共済協同組合は、全国専修学校各種学校総連合会および(一財)職業教育・キャリア教育財団と連携いたします。
- 企業等との連携による協賛事業スキームを構築し、学校運営サポート事業を提供します。



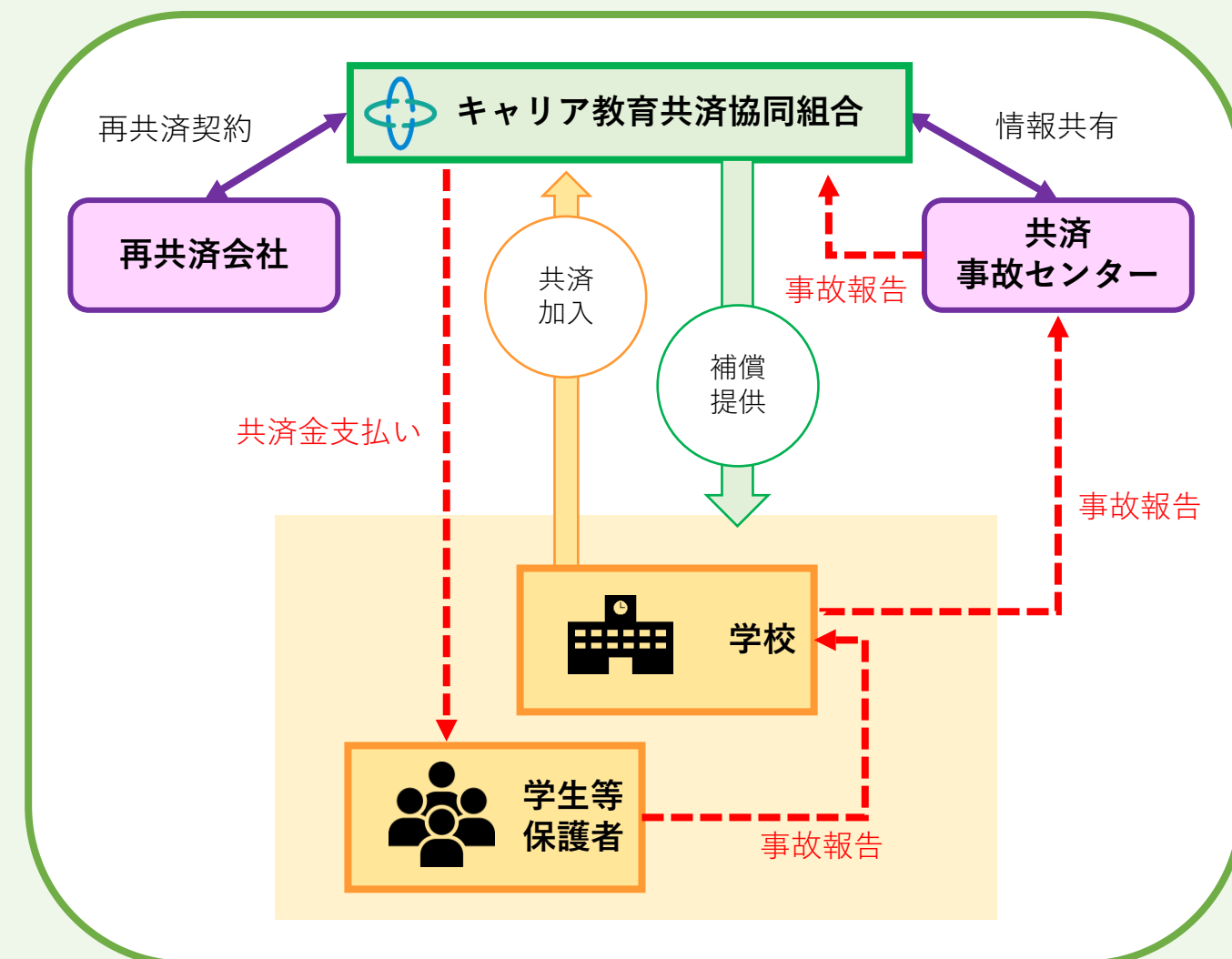
令和8年度・9年度役員（順不同）

役職	氏名	所属・役職名	
代表理事(理事長)	福田 益和	学校法人福田学園	理事長（大阪府）
副理事長	小林 光俊	学校法人敬心学園	理事長（東京都）
専務理事	島袋 永伸	専門学校那覇日経ビジネス	代表（沖縄県）
理事	菅原 一博	学校法人菅原学園	理事長（宮城県）
理事	中村 徹	学校法人中村学園	理事長（静岡県）
理事	川越 宏樹	学校法人宮崎総合学院	理事長（宮崎県）
理事	前鼻 英蔵	学校法人西野学園	理事長（北海道）
理事	清水 尚道	学校法人森ノ宮医療学園	理事長（大阪府）
監事	岡山 伸子	学校法人岡山学園	理事長（大阪府）
監事	古澤 宰治	学校法人古沢学園	理事長（広島県）

文部科学省認可（共済認可番号：27受文科総第1714号）

学生・生徒24時間共済

学生・生徒24時間共済 相関図



●「学生・生徒24時間共済」はどんな制度？

日常生活における様々なリスクから、学生生活を守る学生サポート制度です。
学生をとりまく環境は時代と共に変化します。近年では学生の年齢層や生活習慣もますます複雑化し、それに伴い起こる事故も多様化しています。**「学生・生徒24時間共済」は、学生個々の任意加入ではなく、学校がすべての学生に等しく提供できる、安心・安全のための制度です。**

※2016年度の運営開始以降、多くの賛同を受け、現在約300校の学校にご採用いただいております。
(2026年4月時点)



●なぜ24時間補償？

安心して学生生活を送ってもらうためには学校内での事故を補償できれば 十分でしょうか？学校内や通学中のみならず、アルバイト中やプライベートでの外出中など、日常生活のリスクは24時間続きます。近年では自転車事故などによって高額な賠償が必要になる事故も増えており、また学生の保護者の高齢化も進んでいるのが現状です。このような学校外でのリスクも補償できてこそ、学生生活の安心が保証されるのではないのでしょうか。

24時間補償は、学生・保護者にとっての『学校に通い続けられる安心』であるとともに、学校にとっての『学校に通い続けてもらう安心』にも繋がっています。



●どのような場合に支払われる？

「各プラン共通」

- ・学生がケガをして治療を受けた(熱中症や針刺し事故を含む)
- ・学生が死亡した、ケガにより後遺障害を負った
- ・学生が他人にケガをさせた、あるいは他人の物を壊した等で損害賠償責任を負った
- ・学生の保護者(保証人)が死亡した

「医療プラン」

- ・感染症に罹った
- ・学生が実習先の機械を誤って壊してしまった等の事故によって、学校が損害賠償責任を負った

「留学生プラン」

- ・日本国内での死亡・長期入院・遭難等により母国から家族を呼び寄せた
 - ・病気に罹り、治療を受けた(ワイドプランのみ)
- などの場合に共済金が支払われます。

※詳しくはP11以降をご覧ください。



①掛金の振込は4月15日まで

補償開始日は4月1日ですが、掛金のお振込期限は4月15日ですので、**余裕をもったスケジュールでお手続きいただけます。**

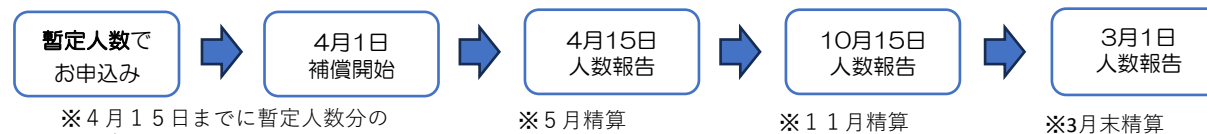


②名簿の提出が不要

加入者人数のご報告のみでご契約が可能です。
加入者名簿の提出の必要はありませんので、契約時の事務負担が減らせます。

③暫定人数で契約⇒確定人数で精算

4月1日の補償開始に向け3月15日までのお申込が必要なため、**暫定人数でのご契約が可能です。**人数確定後の4月15日までに確定人数のご報告をいただき、改めて掛金精算を行います。また、**年度途中にも人数の精算を行いますので掛金の無駄がありません。**



④低コストで手厚い補償

共済制度は民間保険会社に比べて低コストでの運用が可能です。さらに加入人数による団体割引も適用することにより、**24時間の手厚い補償と補償コストの削減を両立しました。**

⑤剰余金の割戻

共済事業から剰余金が発生した場合、契約者である学校に**掛金の一部を還元いたします。**



⑥高い安全性を確保

大災害などによって高額な共済金の支払が発生しても安定した運営ができるよう、格付ランクA以上の優良な再共済会社を手配し、**運営の安全性を確保しています。**
また、中小企業等協同組合法に基づき、毎年文部科学省に事業報告・会計報告をおこなうとともに、組合員へ向け適切なディスクロージャーをおこない、運営の透明性を保っています。



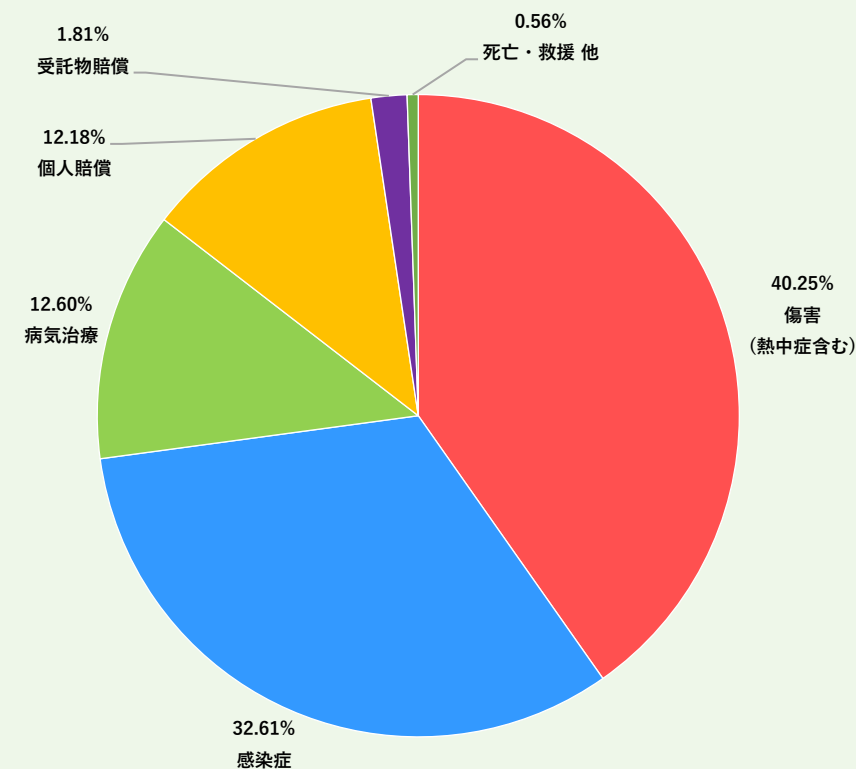
学生・生徒24時間共済の補償の内容



→詳細はP11以降をご確認ください。

事故データ

2025年度 事故件数 (計2,159件)



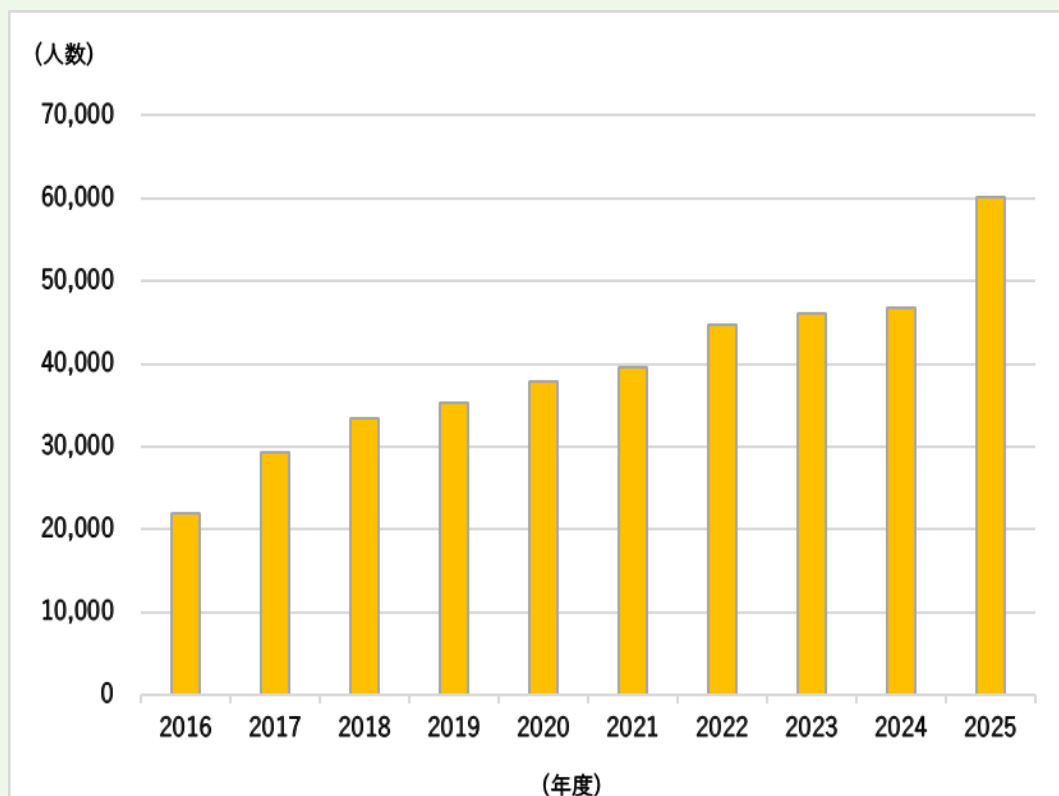
左のグラフは2025年度、ご報告いただいた事故(すべてのプランの合計)の項目ごとの内訳を示しています。
例年ご請求件数が最も多いのは傷害による治療諸費用です。

※感染症の補償は「医療プラン」、
病気治療の補償は「留学生プラン(ワイド)」のみ補償の対象です。



学生数推移

学生・生徒24時間共済 加入学生数推移



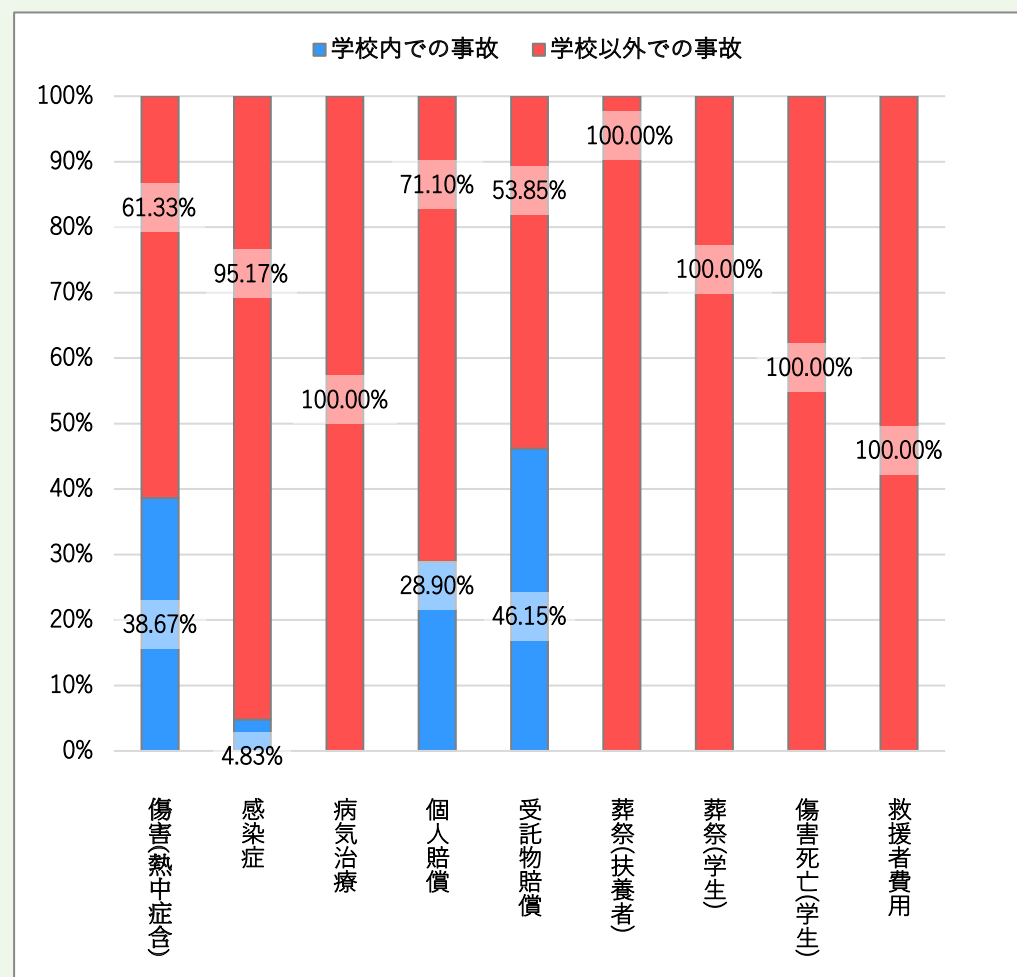
2016年の運営開始以来、多くの学校の賛同を受け、毎年加入学生数は増加しています。2025年度には、約6万名となりました。



補償項目ごとの事故の発生場所を見てみましょう。
右のグラフから、学校の外で起こる事故の割合が圧倒的に高いことが分かります。
特に賠償事故などは経済的な負担が大きくなることも多く、安心して学生生活を続けてもらうためには24時間補償が非常に重要であると言えるでしょう。



2025年度 事故の発生場所



基本プラン

基本的な補償項目を備えたプランです。
分野を問わず、多くの学校にお選びいただいています。

※24時間補償、国内・海外問わず補償、天災補償、熱中症危険補償特約つき

プラン	【補償対象】 学生 ・ 生徒												【補償対象】 扶養者			1名あたりの 共済掛金 (年間)								
	ケガ									ケガ・ 疾病による死亡			他人への損害賠償		ケガ・ 疾病による死亡									
	傷害死亡共済金			傷害後遺障害共済金			傷害治療諸費用共済金			葬祭費用共済金			賠償責任共済金		葬祭費用共済金									
	急激かつ偶然な外来の事故によるケガ・ 食中毒が原因で事故発生日からその日を含めて180日以内に死亡した場合に補償します。 ★熱中症補償あり			急激かつ偶然な外来の事故によるケガが原因で、学生 ・ 生徒に事故発生日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合、食中毒または特定感染症を発病し発病の日からその日を含めて180日以内に身体に後遺障害が生じた場合に補償します。 ★熱中症補償あり			急激かつ偶然な外来の事故によるケガが原因で治療をした場合に補償します。 治療開始日を含め365日以内にかかった健康保険等適用後の自己負担額が対象。 交通費(原則公共交通機関) ・ 差額ベッド代や、特段の事情による費用(医療機関に移送する際の搬送費用等)も補償の対象です。 ★熱中症補償あり ★針刺し事故により感染症に感染した場合の治療費用や検査費用を実費で補償			急激かつ偶然な外来の事故によるケガまたは疾病により死亡した場合に補償します。 (学生は自殺も含む) ※共済契約の始期の直前 12か月以内に医師の治療を受けた、または治療のために医師の処方に基づく服薬をしていた疾病が原因の場合、また前述の疾病と医学的に因果関係のある疾病が原因の場合は補償の対象外。			学校管理下の活動(正課・学校行事・課外活動など、インターンシップ中を含みます)や、その他日常生活(アルバイトを含みます)において、事故により他人の身体の障害または財物の損壊について法律上の損害賠償責任を負った場合に補償します。 ※天災危険は補償対象外				急激かつ偶然な外来の事故によるケガまたは疾病により死亡した場合に補償します。 学業支援として備えることができます。 ※自殺については、労働者災害補償保険法等の法令に基づく災害補償制度が適用された場合に限ります。 ※共済契約の始期の直前 12か月以内に医師の治療を受けた、または治療のために医師の処方に基づく服薬をしていた疾病が原因の場合、また前述の疾病と医学的に因果関係のある疾病が原因の場合は補償の対象外。							
	国	海	天	国	海	天	国	海	天	国	海	天	国	海			国	海	天					
ベーシック	140万円			程度により死亡共済金の4～100％			1事故 30万円 限度			90万円			1事故 3,000万円 限度			50万円			6,870円 (20～99名)					
																						6,500円 (100～499名)		
																						6,140円 (500～999名)		
ワイド	180万円			程度により死亡共済金の4～100％			1事故 50万円 限度			100万円			1事故 3,000万円 限度			80万円			8,880円 (20～99名)					
																						8,410円 (100～499名)		
																						7,940円 (500～999名)		

☐ 国内補償 ☐ 海外補償 ☐ 天災補償

※上記のプランは一例です。学校様のニーズにあわせてプランのご提案をさせていただきます。

海外旅行、海外留学の際のご注意

この補償制度は日本国内外を問わず補償しますが、海外での医療事情によりましては、より高額な補償額が必要な場合があり、また手荷物の盗難等に対処するための携行品損害補償や疾病治療に対処するための疾病治療費補償は組み込まれておりません。海外旅行や海外留学の際は、別途海外旅行用の保険にご加入いただくことをお勧めいたします。

※24時間補償、国内・海外問わず補償、天災補償、熱中症危険補償特約つき

基本的な補償項目に加え、医療分野特有のリスク（感染症や施設賠償責任）などの補償項目をプラスしたプランです。（医療分野以外の学校もご加入いただけます）

プラン	【補償対象】 学生・生徒												【補償対象】 扶養者			【補償対象】 学校					1名あたりの 共済掛金 （年間）									
	ケガ						感染症			ケガ・疾病 による死亡			他人への損害賠償			ケガ・疾病による 死 亡			他人への損害賠償											
	傷害死亡共済金			傷害後遺障害共済金			傷害治療諸費用共済 金			感染症予防・治療諸 費用共済金			葬祭費用共済金			賠償責任共済金			葬祭費用共済金			施設賠償責任共済			個人情報漏えい 共済金					
	急激かつ偶然な外来の事故に よるケガ・食中毒が原因で事 故発生日からその日を含めて 180日以内に死亡した場合に補 償します。 ★熱中症補償あり			急激かつ偶然な外来の事故 によるケガが原因で、学 生・生徒に事故発生日から その日を含めて180日以内に 後遺障害が生じた場合、食 中毒または特定感染症を発 病し発病の日からその日を含 めて180日以内に身体に後 遺障害が生じた場合に補償 します。 ★熱中症補償あり			急激かつ偶然な外来の事故 によるケガが原因で治療を した場合に補償します。治 療開始日を含め365日以内に かかった健康保険等適用後 の自己負担額が対象。交通 費(原則公共交通機関)・差額 ベッド代や、特段の事情に よる費用(医療機関に移送す る際の搬送費用等)も補償の 対象です。 ★熱中症補償あり ★針刺し事故により感染症 に感染した場合の治療費用 や検査費用を実費で補償			感染症を直接の原因として、 治療費用や検査費用・予防 費用を負担した場合に補償 します。 健康保険等適用後の自己負 担額が対象。			急激かつ偶然な外来の事故 によるケガまたは疾病によ り死亡した場合に補償しま す。 （学生は自殺も含む） ※共済契約の始期の直前 12 か月以 内に医師の治療を受 けた、または治療のために 医師の処方に基づく服薬を していた疾病が原因の場合、 また前述の疾病と医学的に 因果関係のある疾病が原因 の場合は補償の対象外。			学校管理下の活動(正課・学 校行事・課外活動など、イ ンターンシップ中を含みま す)や、その他日常生活(アル バイトを含みます)において、 事故により他人の身体の障 害または財物の損壊につい て法律上の損害賠償責任を 負った場合に補償します。 ※天災危険は補償対象外			急激かつ偶然な外来の事故 によるケガまたは疾病によ り死亡した場合に補償しま す。 学業支援として備えること ができます。 ※自殺については、労働者 災害補償保険法等の法令に 基づく災害補償制度が適用 された場合に限ります。 ※共済契約の始期の直前 12 か月以内に医師の治療を受 けた、 または治療のために医師の 処方に基づく服薬をしてい た疾病が原因の場合、また 前述の疾病と医学的に因果 関係のある疾病が原因の場 合は補償の対象外。			学生・生徒が日本国内の実 習先で起こした賠償事故に 起因して、学校が他人の身 体の障害または財物の損壊 について法律上の損害賠償 責任を負った場合、損害賠 償金をお支払いします。			共済期間中に日本国内の学 生・生徒が実習先の個人情 報を漏えいし、学校が法律 上の損害賠償責任を負った 場合、また損害賠償責任を 負担することによって被る 損害に対して共済金をお支 払いします。 ※賠償請求が日本国内にお いて提起された場合に限り ます					
	国	海	天	国	海	天	国	海	天	国			国	海	天	国	海		国	海		天	国			国				
ベーシック	200万円			程度により 死亡共済金の 4～100％			1事故 50万円 限度			1事故 50万円 限度			50 万円			1事故 1億円 限度			補償なし			「対人」 1名 1億円 1事故 3億円 限度 「対物」 1事故・期間中 1億円 限度			1事故・期間中 300万円限度			6,150円 (20～99名)		
																												5,820円 (100～499名)		
																												5,500円 (500～999名)		
ワイド	200万円			程度により 死亡共済金の 4～100％			1事故 50万円 限度			1事故 50万円 限度			50 万円			1事故 1億円 限度			50万円			「対人」 1名 1億円 1事故 3億円 限度 「対物」 1事故・期間中 1億円 限度			1事故・期間中 300万円限度			8,410円 (20～99名)		
																												7,960円 (100～499名)		
																												7,520円 (500～999名)		

国 国内補償 海 海外補償 天 天災補償

※上記のプランは一例です。学校様のニーズにあわせてプランのご提案をさせていただきます。

海外旅行、海外留学の際のご注意

この補償制度は日本国内外を問わず補償しますが、海外での医療事情によりましては、より高額な補償額が必要な場合があります。また手荷物の盗難等に対処するための携行品損害補償や疾病治療に対処するための疾病治療費補償は組み込まれておりません。海外旅行や海外留学の際は、別途海外旅行用の保険にご加入いただくことをお勧めいたします。

留学生プラン

※24時間補償、国内・海外問わず補償、天災補償、熱中症危険補償特約つき

基本的な補償項目に加え、留学性特有のリスク(救援者費用)の補償をプラスしたプランです。ワイドプランは疾病治療費用が補償可能です。

プラン	【補償対象】学生・生徒																			1名あたりの 共済掛金 (年間)				
	ケガ						疾病			ケガ・疾病による死亡			他人への損害賠償			ケガ・疾病・遭難による 救援費用								
	傷害死亡共済金			傷害後遺障害共済金			傷害治療諸費用共済金			病気治療諸費用共済金			葬祭費用共済金			賠償責任共済金			救援者費用共済金					
	急激かつ偶然な外来の事故によるケガ・食中毒が原因で事故発生日からその日を含めて180日以内に死亡した場合に補償します。 ★熱中症補償あり			急激かつ偶然な外来の事故によるケガが原因で、学生・生徒に事故発生日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合、食中毒または特定感染症を発病し発病の日からその日を含めて180日以内に身体に後遺障害が生じた場合に補償します。 ★熱中症補償あり			急激かつ偶然な外来の事故によるケガが原因で治療をした場合に補償します。治療開始日を含め365日以内にかかった健康保険等適用後の自己負担額が対象。交通費(原則公共交通機関)・差額ベッド代や、特段の事情による費用(医療機関に移送する際の搬送費用等)も補償の対象です。 ★熱中症補償あり ★針刺し事故により感染症に感染した場合の治療費用や検査費用を実費で補償			疾病を原因として、日本国内で治療をした場合に補償します。健康保険等適用後の自己負担額が対象。			急激かつ偶然な外来の事故によるケガまたは疾病により死亡した場合に補償します。 (自殺も含む) ※共済契約の始期の直前 12か月以内に医師の治療を受けた、または治療のために医師の処方に基づく服薬をしていた疾病が原因の場合、また前述の疾病と医学的に因果関係のある疾病が原因の場合は補償の対象外。			学校管理下の活動(正課・学校行事・課外活動など、インターンシップ中を含みます)や、その他日常生活(アルバイトを含みます)において、事故により他人の身体の障害または財物の損壊について法律上の損害賠償責任を負った場合に補償します。 ※天災危険は補償対象外			日本国内での、死亡・入院(継続して14日以上入院)、遭難事故等で発生した費用(捜索救助費・家族の渡航費・ホテル代等)をお支払いします ※天災危険は補償対象外					
	国	海	天	国	海	天	国	海	天	国			国	海	天	国	海		国					
ベーシック	160万円			程度により 死亡共済金の 4～100%			1事故 30万円 限度			補償なし			100万円			1事故 3,000万円 限度			100万円			7,710円 (20～99名)		
																						7,300円 (100～499名)		
																						6,890円 (500～999名)		
ワイド	300万円			程度により 死亡共済金の 4～100%			1事故 50万円 限度			1事故 50万円 限度			150万円			1事故 3,000万円 限度			250万円			17,890円 (20～99名)		
																						16,960円 (100～499名)		
																						16,000円 (500～999名)		

国

国内補償

海

海外補償

天

天災補償

※上記のプランは一例です。学校様のニーズにあわせてプランのご提案をさせていただきます。

海外旅行、海外留学の際のご注意

この補償制度は日本国内外を問わず補償しますが、海外での医療事情によりましては、より高額な補償額が必要な場合があります。また手荷物の盗難等に対処するための携行品損害補償や疾病治療に対処するための疾病治療費補償は組み込まれておりません。海外旅行や海外留学の際は、別途海外旅行用の保険にご加入いただくことをお勧めいたします。

学生・生徒24時間共済の詳細

補償の種類	お支払いする場合	お支払いする共済金	お支払いできない主な場合
傷害死亡共済金	学生・生徒が、急激かつ偶然な外来の事故によるケガ・食中毒が原因で事故発生日からその日を含めて180日以内に死亡した場合。 食中毒は、細菌性食中毒およびウィルス性食中毒を補償します。主なものは、サルモネラ菌、黄色ブドウ球菌、腸炎ビブリオ菌、ノロウィルス、A型肝炎ウィルス等があります。	共済金額の全額をお支払いします。 すでに支払った後遺障害共済金がある場合は、共済金額からすでに支払った金額を控除した残額をお支払いします。	下記が原因であるケガ、下記の症状の場合には共済金をお支払いできません。 ①契約者・学生・生徒・受取人の故意 ②学生・生徒の自殺、犯罪、けんか ③学生・生徒が法令で定める運転資格をもたないで、または酒気を帯びて、もしくは麻薬、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができない恐れのある状態で、自動車または原付バイク等を運転中に生じた事故 ④むち打ち症や腰痛で他覚症状がない場合 ⑤学生・生徒の脳疾患、疾病、心神喪失 ⑥学生・生徒の妊娠、出産、早産、流産、外科手術その他の医療処置（この共済で共済金を支払うべき傷害治療の医療処置を除く）
後遺障害共済金	急激かつ偶然な外来の事故によるケガが原因で、学生・生徒に事故発生日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合。 食中毒または特定感染症を発病し発病の日からその日を含めて180日以内に身体に後遺障害が生じた場合。	後遺障害の程度（第1級～第14級）に応じて、共済金額を限度に次のとおり共済金をお支払いします。 共済金額×100%～4%	
傷害治療諸費用共済金	学生・生徒が、急激かつ偶然な外来の事故によるケガが原因で、治療をした場合。	治療開始日からその日を含めて365日以内に負担した医療費、差額ベッド代、交通費等を、共済金額を限度に、公的医療保険制度または労働者災害補償制度により支給された費用等を差し引いた実費を共済金としてお支払いします。	など
賠償責任危険共済金	学生・生徒が学校管理下の活動（正課・学校行事・課外活動など、インターンシップ中を含みます。）や、その他日常生活（アルバイトを含みます。）において、事故により他人の身体の障害または財物の損壊について法律上の損害賠償責任を負った場合。また、学生・生徒の居住する住宅の使用・管理に起因する賠償事故も併せて補償します。	損害賠償金をお支払いします。 ●損害賠償金については、1回の事故につき、共済金額を限度とします。 ●賠償金額等の決定には、事前に当組合の承認が必要です。 ●他の補償契約等がある場合でもお支払いすべき額をお支払いします。ただし、他の補償契約等により優先して支払われる場合または支払われた場合には、それらの合計額を差し引いた額に対してのみお支払いします。	など
葬祭費用共済金 ★扶養者については補償付第のプランのみ対象	学生・生徒または学生・生徒の扶養者が、傷害または疾病(注)により死亡した場合。 (注)疾病とは、傷害以外の身体の障害をいい、自殺は疾病に含みます。 ただし、扶養者の自殺については、労働者災害補償保険法等の法令に基づく災害補償制度が適用された場合に限りします。	共済金額の全額をお支払いします。	下記が原因であるケガ、下記の症状の場合には共済金をお支払いできません。 ①学生・生徒または学生・生徒の扶養者が共済契約の始期の直前12か月以内に医師の治療を受けた、または治療のために医師の処方に基づく服薬をしていた疾病が原因の場合。 また上記の疾病と医学的に因果関係のある疾病が原因の場合。 ②学生・生徒または学生・生徒の扶養者の故意による損害 ③学生・生徒が法令で定める運転資格をもたないで、または酒気を帯びてもしくは麻薬、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができない恐れのある状態で、自動車または原付バイク等を運転中に生じた事故による損害

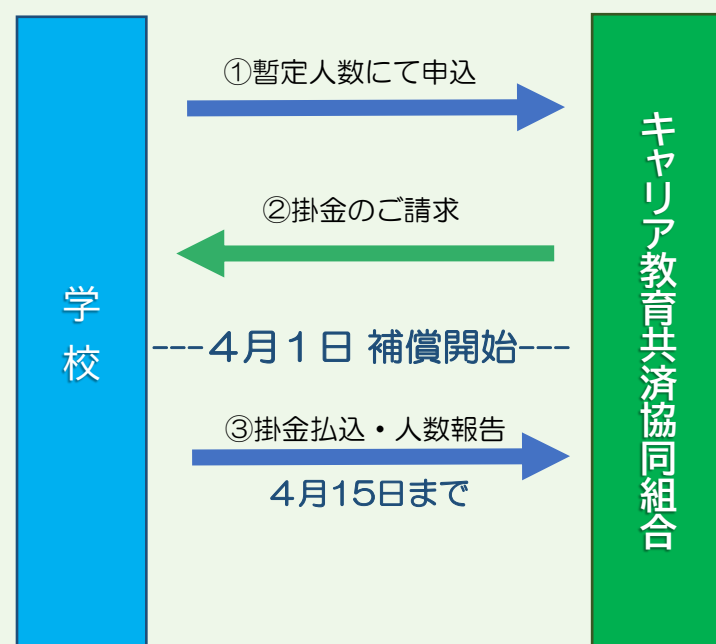
補償の種類	お支払いする場合	お支払いする共済金	お支払いできない主な場合
救援者費用共済金 ★留学生プラン	学生・生徒が共済期間中日本国内において次の①～④のいずれかに該当したことにより、共済契約者、学生・生徒または学生・生徒の親族が費用を負担した場合 ① 学生・生徒が搭乗している航空機・船舶が行方不明または遭難した場合 ② 急激かつ偶然な外来の事故により学生・生徒の生死が確認できない場合、または緊急な捜索・救助活動を要する状態となったことが警察等の公的機関により確認された場合。 ただし、学生・生徒の生死が確認できた後、もしくは緊急な捜索・救助活動が終了した後に発生した右記(b)および(c)の費用は対象となりません。 ③ ケガ・疾病で死亡した場合 ・ケガが原因で、事故日から180日以内に死亡した場合 ・学生等が共済加入後に発病した疾病が原因で共済期間中に死亡した場合 ④ ケガ・疾病で入院した場合 ・ケガが原因で、継続して14日以上入院した場合 ・学生等が共済加入後に発病した疾病が原因で、継続して14日以上入院した場合	負担された下記(a)～(e)の費用をお支払いします。 (a)捜索救助費用 (b)現地との1往復の交通費 ただし、救援者2名分を限度とします。 (c)現地および現地までの行程におけるホテル等の宿泊施設の客室料。ただし、救援者2名分、かつ1名につき、14日分を限度とします。 (d)現地からの移送費用 (e)渡航手続き費用（パスポート印紙代、ビザ取得料等）および現地での諸雑費（交通費、電話料等）。ただし、日本国外は20万円、国内は3万円を限度とします。	下記が原因であるケガ、下記の症状の場合には共済金をお支払いできません。 ①契約者・学生・生徒・受取人の故意 ②学生・生徒の自殺、犯罪、けんか ③学生・生徒が法令で定める運転資格をもたないで、または酒気を帯びて、もしくは麻薬、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができない恐れのある状態で、自動車または原付バイク等を運転中に生じた事故 ④むち打ち症や腰痛で他覚症状がない場合 ⑤学生・生徒の脳疾患、疾病、心神喪失 ⑥学生・生徒の妊娠、出産、早産、流産、外科手術その他の医療処置（この共済で共済金を支払うべき傷害治療の医療処置を除く）
病気治療費用共済金 ★留学生疾病補償付プラン	留学生が、疾病を原因として、日本国内で治療をした場合。	治療開始日からその日を含めて180日以内に負担した医療費、差額ベッド代、交通費等を、共済金額を限度に、公的医療保険制度または労働者災害補償制度により支給された費用等を差し引いた実費を共済金としてお支払いします。 ●差額ベッド代は1日につき1万円、かつ、1回の入院につき5万円を限度とします。 ●交通費は、治療施設または機関を利用するために要したもので、組合が必要かつ合理的と認めたものに限ります。	下記が原因であるケガ、下記の症状の場合には共済金をお支払いできません。 ①契約者・留学生・受取人の故意により医師の治療を要したとき ②留学生の自殺、犯罪行為等により医師の治療を要したとき ③留学生の妊娠、出産、早産、流産等、外科手術その他の医療処置など ④麻薬、大麻、あへん、覚せい剤等の禁止薬物の使用により医師の治療を要したとき ⑤精神障害、アルコール依存または薬物依存により医師の治療を要したとき ⑥後天性免疫不全症候群（エイズ）により医師の治療を要したとき ⑦先天異常またはそれらに随伴する病気により医師の治療を要したとき ⑧歯科疾病により医師の治療を要したとき ⑨責任開始日の前日までに発病した病気もしくはこれらと因果関係が認められる病気により医師の治療を要したとき ⑩留学生が学校に在籍しなくなった時以後に発病した病気により医師の治療を要したとき ⑪海外で治療したとき

学生・生徒24時間共済の詳細

補償の種類	お支払いする場合	お支払いする共済金	お支払いできない主な場合
施設賠償責任共済金 （実習先賠償） ★医療プラン	学生・生徒が日本国内の実習先で起こした賠償事故に起因して、学校が他人の身体の障害または財物の損壊について法律上の損害賠償責任を負った場合。	損害賠償金をお支払いします。 ●損害賠償金については、1回の事故につき、共済金額を限度とします。 ●賠償金額等の決定には、事前に当組合の承認が必要です。 ●他の補償契約等がある場合でもお支払いすべき額をお支払いします。ただし、他の補償契約等により優先して支払われる場合または支払われた場合には、それらの合計額を差引いた額に対してのみお支払いします。	下記の事由により発生した損害に対しては共済金をお支払いできません。 ①学生・生徒の故意 ②他人の財物の破損、紛失、盗取もしくは詐取またはその使用の不能もしくは阻害 ③クレジットカード番号、口座番号または暗証番号等が漏えいし、これらの番号が使用されたことにより生じた他人の経済的な損害 ④企業その他組織の信用既（き）損、信頼の失墜またはブランドの劣化に起因する損害賠償請求 ⑤風評損害に起因する損害賠償請求 ⑥損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された賠償責任 など
個人情報漏えい共済金 ★医療プラン	共済期間中に日本国内の学生・生徒が実習先の個人情報を漏えいし、学校が法律上の損害賠償責任を負った場合。 ●賠償請求が日本国内において提起された場合に限りです	損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して共済金をお支払いします。 ●お支払いする共済金については、1事故・期間中300万円を限度とします。	
初期対応費用共済金 ★医療プラン	学生・生徒が日本国内の実習先で起こした賠償事故に起因して、学校が初期対応の費用を負担した場合。	学校が初期対応費用として事故状況の調査・記録・事故現場取片付け・通信費や見舞金（人身事故のみ）等で社会通念上妥当な額を負担した費用について共済金をお支払いします。 ●お支払いする共済金については、1事故500万円／期間中1億円を限度（身体障害1名10万円限度）とします。	
訴訟対応費用共済金 ★医療プラン	学生・生徒が日本国内の実習先で起こした賠償事故に起因して、第三者が学校に対して訴訟を裁判所に提起した場合。	訴訟対応するための学校が負担する社会通念上必要な費用に対して共済金をお支払いします。 ●お支払いする共済金については、1事故1,000万円／期間中1億円を限度とします。	
人格権侵害共済金 ★医療プラン	学生・生徒が日本国内の実習先で患者さんや病院スタッフに対して、不当な事由の侵害、名誉棄損やプライバシーの侵害等で起こした賠償事故に起因して、法律上の損害賠償責任を負った場合。	損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して共済金をお支払いします。 ●お支払いする共済金については、1名50万円／1事故・期間中1,000万円を限度とします。	

特約の種類	内容
熱中症危険補償特約	日射または熱射により死亡または後遺障害が発生した場合もしくは医師による治療を要した場合に共済金をお支払いします。
受託品に係る賠償責任の一部変更に関する特約	学生が学校の備品を預かり自宅内、学校内またはインターンシップ先で保管している間、または預かっていた備品を日常生活上の必要に応じて一時的に自宅外に持ち出している間に破損、紛失もしくは盗難にあった場合に共済金をお支払いします。
感染症予防・治療諸費用特約 ★医療プラン	感染症（厚生労働省大臣官房統計情報部「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10（2013年度版）準拠」に記載された分類コードA00-B99）を直接の原因として負担した、次の場合の費用に対して、感染症予防・治療共済金をお支払いします。 ●学校や実習先で感染し、その感染症の治療の為に負担した治療費用（風邪は除く） ●学校や実習先で、感染した可能性がある場合の検査費用 ※但し、医師の指示指導によるもの 例）実習先の受け持ちの患者さんがインフルエンザにかかり、感染の疑いがあるので、医師の指示により検査を受けた。 ←検査結果が陰性の場合も検査費用が対象となります。 ●学校や実習先で、感染の可能性が高い状況下にあり、感染症予防処置が必要な場合の予防費用 ※但し、医師の指示指導によるもの 例）実習先の受け持ちの患者さんがインフルエンザにかかっていた為、医師から発症前の予防措置としてインフルエンザ薬の処方を受けた。 ←感染症予防費用として薬の処方にかかった費用が対象となります。 例）同居の家族がインフルエンザにかかり、学生本人も感染のおそれがあるので、病院で検査を行った結果、陰性であった。 ←検査費用も治療費用も対象となりません。 ※この場合の検査の結果、陽性の場合は、治療費用のみ感染症治療費として対象となります。
特定感染症危険「後遺障害共済金、入院共済金および通院共済金」補償特約	『感染症の予防および感染症の患者に対する医療に関する法律』における下記1類から3類の感染症を発症した結果、後遺障害の状態となった場合に共済金をお支払いします。 1類感染症：エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう(天然痘)、南米出血熱、ペスト、マールブルク病、ラッサ熱 2類感染症：急性灰白髄炎、結核、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（コロナウイルス属SARSコロナウイルスに限る）、鳥インフルエンザ（H5N1に限る） 3類感染症：コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症（O-157等）、腸チフス、パラチフス ※入院共済金および通院共済金は幼稚園プランのみ補償対象となります。

ご契約時



補償開始は4月1日ですが、掛金の払込や
確定人数のご報告の期限は4月15日です。
また、お申込・ご契約に際して加入者名簿を提出
いただく必要はございませんので、
年度末から年度初めにかけての繁忙期の
業務負担を減らすことができます。

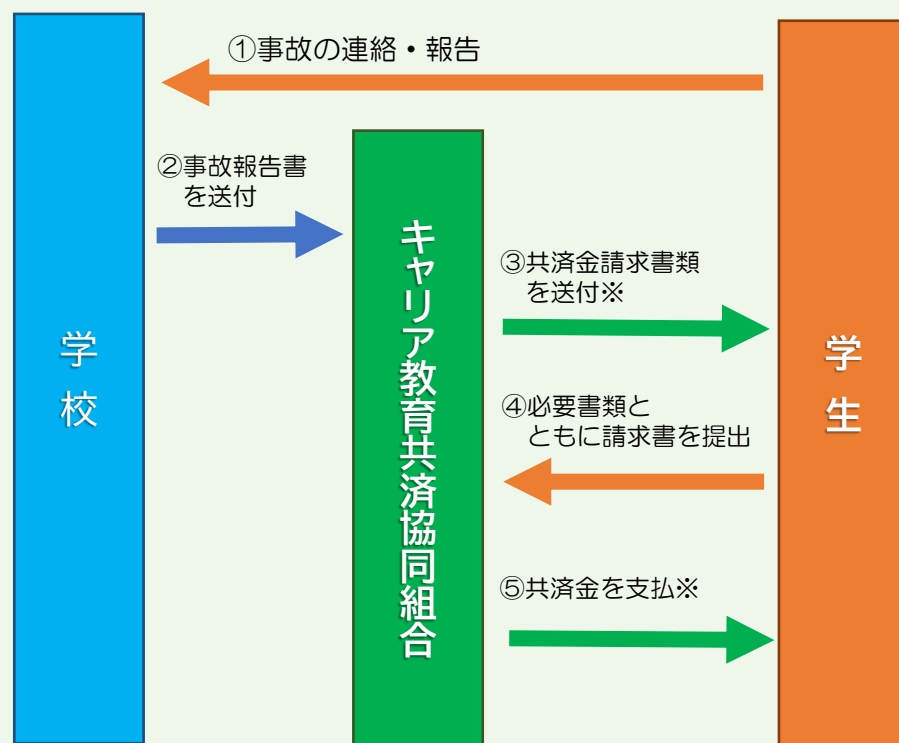


※補償の開始は4月1日です。

※③の人数報告で暫定人数から増減がある場合は、5月に掛金の精算を行います。

※10月15日(11月精算)、3月1日(3月精算)にも人数のご報告をいただき
掛金の精算をおこないます。

事故発生時



事故のご報告書は、学生の在籍
確認のため、必ず学校から
ご提出をいただきます。
共済金のお支払いは、学生
あるいは保護者(賠償事故の
場合は相手方)へ直接お支払い
します。



※③送付先を学校に指定していただくことも可能です。

※⑤賠償事故の場合は相手方へ直接お支払いします。

ご契約・事務手続きについて

1. 掛金は学生が直接組合へ振込みをするのですか？

ご契約者は学生個人ではなく、学校(法人)ですので、学校(法人)からご加入人数分の掛金を払込んでいただきます。
学生に掛金の負担をいただく場合は『諸雑費』や『安全管理費』等の費用の中から対応する旨ご案内下さい。

2. 加入証書などは学生個々に発行されますか？

ご契約者は学校(法人)ですので、加入証書は学校(法人)へ1通のみ発行いたします。

3. 年度途中での契約は可能ですか？

補償開始は4月1日ですので前年度中のお申込みをお願いいたします。年度途中での新たなご契約はできません。
すでにご契約いただいている学校様で、年度途中で入学があった場合は、人数報告をいただくことにより、
補償対象者とすることが可能です。

補償内容・事故発生時のご請求について

1. 治療諸費用の請求には診断書が必要ですか？また入院や手術をしない場合も補償されますか？

治療費用のご請求の際は、通常医療機関で支払った際の領収証(原本)でお手続きが可能で診断書のご提出は不要ですが、
ご請求金額によっては診断書のご提出をお願いする場合がございます。
入院や手術を伴わない、通院のみの治療費についても補償の対象です。

2. 治療諸費用で対象となる交通費とはどんなものですか？

通院のための交通費(原則として公共交通機関の交通費)で、組合が合理的と認めたものについて、
お支払いをさせていただきます。通学やその他の目的の交通費は含みません。

3. 個人で参加したボランティアやインターンシップ先での事故は補償されますか？

はい。24時間補償ですので学校管理下・管理下外かは問わず、補償の対象となります。

4. 臨地実習の参加前に感染症の検査(予防接種)を受ける必要がありますが、その費用は補償されますか？(医療プラン)

臨地実習参加前の感染有無の確認のための検査や予防接種の費用は補償の対象とはなりません。

5. 学生が住んでいる寮の部屋の窓ガラスを割ってしまった場合、修理費用などは補償されますか？

学生ご自身が住んでいる部屋の中のを壊してしまった場合は共済の賠償責任共済金(個人賠償)では補償の対象
となりません。別途、借家人賠償の保険にてご対応下さい。

その他

1. 条例で自転車保険の加入が義務となっていますが、この共済に加入していれば大丈夫ですか？

国土交通省および各自治体は、自転車事故により相手にケガなどを負わせてしまった場合の賠償費用に
備えるため、自転車保険の加入を促進しており、また多くの自治体では条例にて義務と定めています。
共済では、通学中の事故に限らず24時間の事故が補償の対象となりますので、条例における「自転車保険の加入」の
要件を満たします。

事故例

【賠償責任共済金】

学生が自転車で走行中、高齢の歩行者に衝突。
相手が後遺障害を負った。



共済金支払額
500万円

【傷害治療諸費用共済金】

自宅の階段から落下し、足を骨折した。

共済金支払額 **13万6,000円**

【傷害治療諸費用共済金】

調理実習で野菜を切っているときに、誤って指を切ってしまった。

共済金支払額 **2,500円**

【傷害治療諸費用共済金】

課外活動中に転倒し、手と足を打撲した。

共済金支払額 **7,500円**

【傷害治療諸費用共済金】

インターンシップ先の動物病院で診察中、犬に腕を咬まれた。

共済金支払額 **5,700円**

【傷害治療諸費用共済金】

体育祭のリレー完走後にめまいがあり病院を受診。熱中症と脱水症状により入院した。

共済金支払額 **3万7,000円**

【葬祭費用共済金（扶養者）】

学生・生徒の保証人である父親が病気で死亡した。

共済金支払額 **50万円**

【賠償責任危険共済金】

凍った路面で転倒し、学校から借りているノートパソコンを破損させてしまった。

共済金支払額 **5万円**

【賠償責任危険共済金】

実習先の病院で医療器具を誤って落としてしまい破損させてしまった。

共済金支払額 **15万円**

医療プラン

【感染症予防・治療諸費用共済金】

38℃の発熱があり病院を受診、新型コロナウイルスと診断された。

共済金支払額 **5,000円**

留学生疾病補償プラン

【病気治療諸費用共済金】

腹痛が酷く病院を受診、胃炎と診断された。

共済金支払額 **1万8,000円**

【お支払いができない場合】

《治療諸費用》友達とケンカをして傷害事件をおこし、ケガをした。

《治療諸費用》飲酒して原付で帰宅中、電柱にぶつかって負傷した。

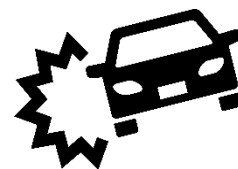
《賠償責任》バイクやマイカー、電動キックボードを運転中に
通行人をはねてしまった。

《賠償責任》サッカーの試合中、相手の選手をケガさせてしまった。

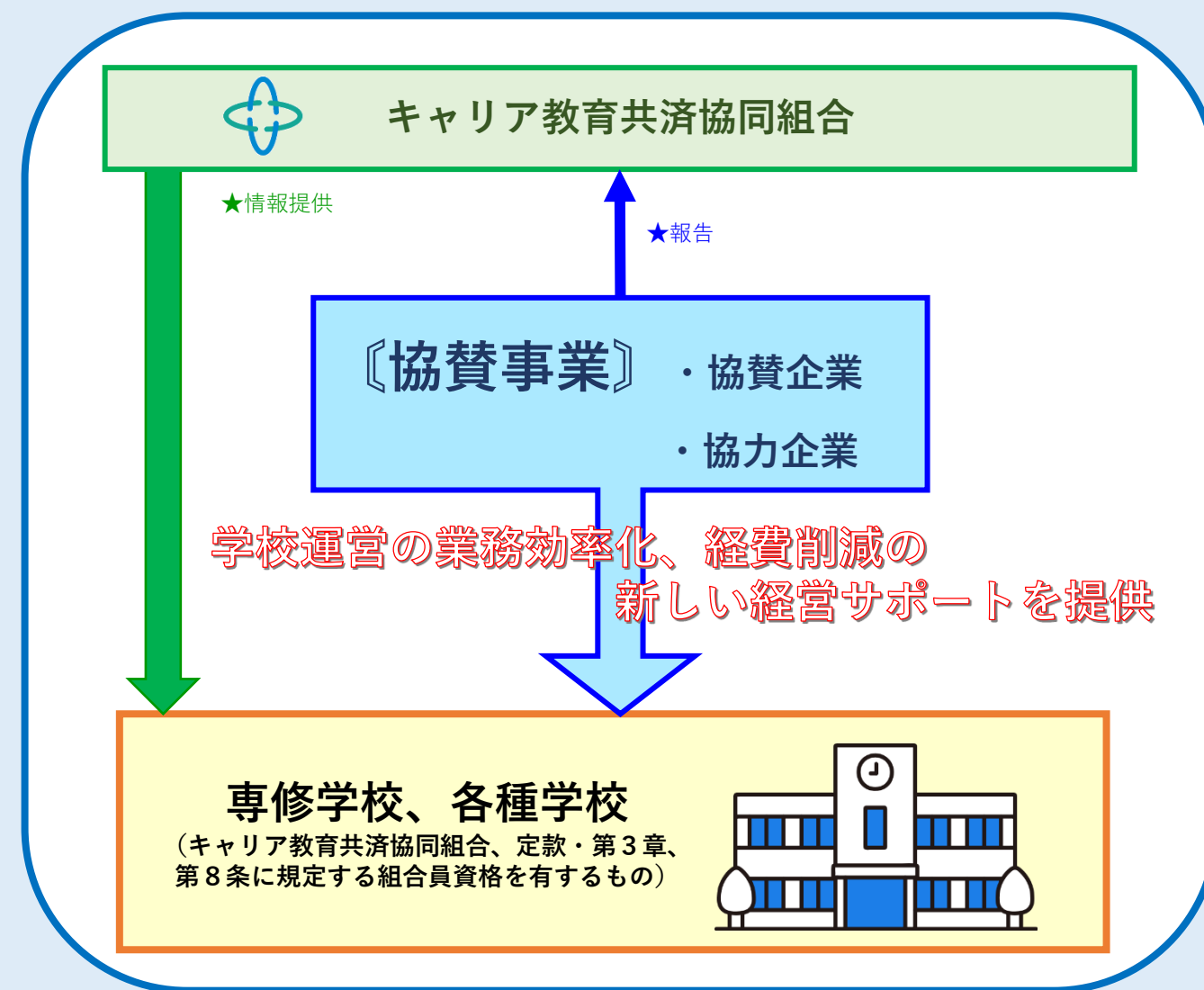
《賠償責任》アルバイト先で他の従業員にケガを負わせてしまった。

《賠償責任》自身が業務委託を受けて配達業務を行っている時に自転車で
通行人をはねてしまった。

↳ 業務委託はアルバイトではなく学生個人の個人事業であるため、
学生自身の職務遂行に起因する賠償事故(請負賠償)となり対象外



協賛事業



【経営サポート事業】

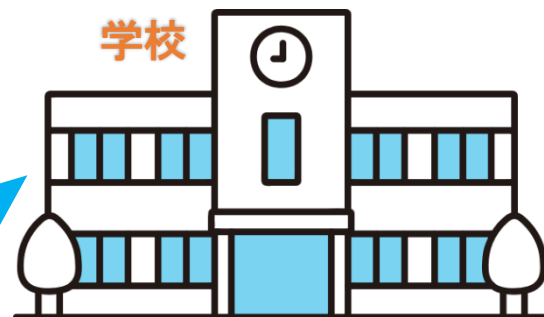
学校の経営に役立つメリットの提供を目的に、企業と連携し様々なサポート事業をご案内しております。
経費の削減や広報活動にぜひお役立てください。

インターネット出願 (詳細⇒<https://info.syutsugan.net/>)

教育DXの推進に合わせて、受験生の出願手続き等のデジタル化も進んでいます。受験生の利便性の向上、先生方の業務負担の軽減、受験生獲得や学校ブランディングのアップに対応するため、インターネット出願サービスをご提供しています。クラウド型のため、専用ハードウェアやサーバーの構築、ソフトウェアの開発は一切不要。WEBブラウザさえあれば、必要なときにすぐ使い始められます。学校法人ごとにシステムを構築するコストを抑えながら、現場のニーズに応える柔軟な出願環境をご活用ください。

インターネット出願のメリット

- ・受験票の発送、願書データ入力や検索...面倒な手作業の大幅な効率化実現
- ・出願者にとって利便性の高いネット出願環境の構築で学校のイメージもUP
- ・管理画面に募集要項のデータを入力するだけで、利用開始が可能



出願者

- ・スマホやタブレットでも操作ができるので外出先での出願や、登録内容の編集、出願校からのメッセージの確認が可能
- ・締切間際の出願が可能
- ・受験料のコンビニ支払、クレカ決済が利用でき便利

◆システムの基本機能◆



コンビニ、クレカで受験料決済可能



出願・入金状況のリアルタイム把握



試験結果、合否通知の一斉配信



ヒューマンエラーのリスクを軽減



タイムリーな情報伝達・注意喚起



校内システムとのデータ連携機能

初期費用・メンテナンスコスト無料

システム開発やサーバー設置にかかる費用が不要！

システム開発費

サーバー構築費

0円



システムやサーバーのメンテナンス、アップデートにも費用はかかりません。

システムメンテナンス

サーバーメンテナンス

データベースメンテナンス

選べる2つのプラン

プラン	システム利用料	サーバー管理費
従量課金プラン	出願受理1件につき 2,750円 (内消費税250円) ※上限受理数以上は無料 例：年間出願受理数100名の場合 2,750円×100名＝27万5,000円	都道府県専各協会 加入校： 8万2,500円 (内消費税7,500円) 未加入校： 19万2,500円 (内消費税1万7,500円)
共済加入プラン	キャリア教育共済協同組合の 学生・生徒24時間共済に ご加入の学校は 0円	8万2,500円 (内消費税7,500円)

導入校の声

紙の出願受付を見直し、ペーパーレス化。出願者・学校双方の利便性も向上しました。

インターネット出願にして良かった点は、管理画面から出願や入金の確認がすぐに行えることです。学生の出願の動きもリアルタイムで把握できますし、さまざまな条件で出願者検索ができることも便利です。また、紙での出願ですと出願者情報をパソコンで入力しなくては行けませんでした。インターネット出願にしたことでデータ入力の手間も省けました。

以前は、試験2～3日前に出願書類が届いて慌てて対応することがありましたが、ネット出願ではシステムで出願できる期間を設定できるので、そのような急な対応をすることはなくなりました。システムを1から作成するわけではないので、導入コストも抑えられますし、デメリットは特に感じていません。紙に戻す選択肢はありませんね。

NRB日本理容美容専門学校

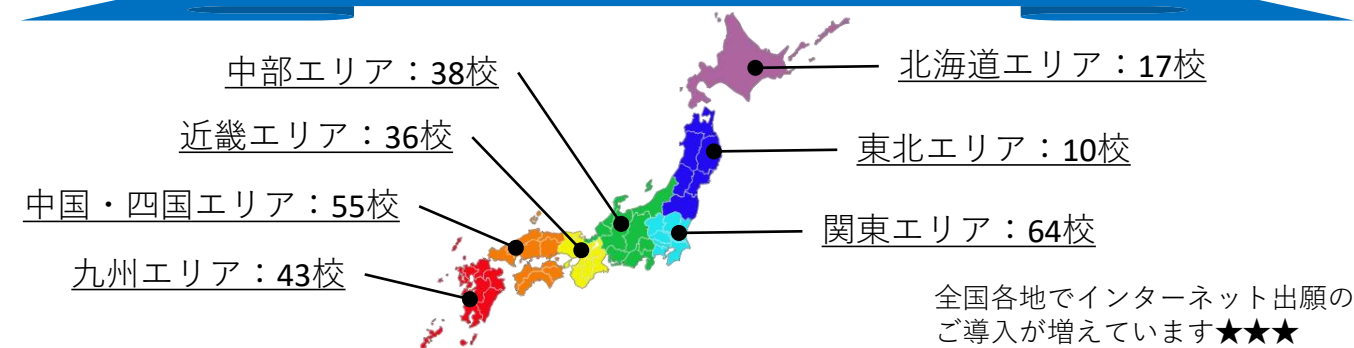
学校の意見を聞いてシステムの改善をしてもらえるところが良い

2016年にインターネット出願システムの導入を開始したときは、10学科・6つの入試方法・11回の入試、それぞれの登録が大変だと感じましたが、現在は試験内容をコピーできるようになったので、設定も簡単になりました。このように学校の意見を聞きながらシステムの改善をしていただけたところは良いと思います。

また入力データをCSV形式のデータで落とすことができたので、もともと使用していた学内システムとの連携も戸惑うことはありませんでした。インターネット出願を導入したことで締切間近の出願対応も可能になり、導入して良かったと思っています。

大阪工業技術専門学校

ご利用専門学校263校 (2026年4月時点)



※ご利用いただく場合はキャリア教育共済協同組合への加入手続きが必要になります。

【協賛企業】



株式会社ユニバーサル・サポート・システムズ
〒542-0012 大阪市中央区谷町9丁目1-22
NK谷町ビル
TEL: 06-6765-8010

【協力企業】



株式会社Beein
〒104-0061 東京都中央区銀座1丁目12番4号
N&E BLD.6F
TEL: 050-8887-7812 (全国共通)

Student Partner System

遠方からの体験入学、在学中の住居、就職活動時の宿泊先など、貴校に入学を希望される高校生や在校生に安心して、またお得にご利用いただくための**様々な特典付きの学割サービス**をご提供しています。学生募集のPRにぜひお役立てください。

学生支援サポート

SUPPORT 1 仲介手数料を減額

※学校にご負担頂く費用はございません。

マンションご契約時

ご来店特典

仲介手数料 **最大 80% OFF**

※詳しくはお問い合わせください。



クオカードをプレゼント!
【1000円分】 ※ご成約1件につき1枚に限りです。
※後日郵送でのお届けとなります。

SUPPORT 2 無料マンション宿泊(体験宿泊)

宿泊できるお部屋を提供します

遠方にお住まいの高校生がオープンキャンパスや体験入学に参加される場合や、就活時に遠方への会社説明会・就職面接へ参加される学生に、家具家電・アメニティ付マンションの空室を無料で提供します。

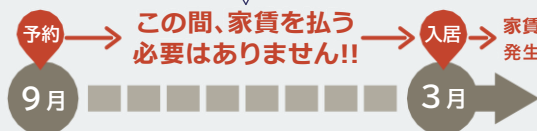


※写真はイメージです。

SUPPORT 3 春から家賃サービス

学生マンションに住む学生の引越スケジュールは、「3月退室・4月入居」が基本。卒業予定のお部屋も早い段階で把握でき、次に住む新入生のために、早期の予約システムを確立しています。

例えば、9月にお部屋を予約した場合



SUPPORT 4 オンラインによるお部屋探しのサポート

コロナウイルス感染症対策によりお部屋探しに行くことができない学生に『オンラインビデオ通話』や『IT重説』など、相談から契約手続きまで自宅で完結できるサービスを提供しています。



学校経営支援サポート

SUPPORT 1 交通費補助サービス (最大2万円/名)

学生が貴校のイベントに参加しやすくするために

オープンキャンパスに来場される学生(参加者)の交通費を弊社にて一部負担します。バスツアーと違い日数の制限がなく、学生のスケジュール都合にて参加可能となる為、より気軽に、より多くの学生にご利用頂く事が可能です。
※本サービスの利用には所定の条件がございます。 ※最大上限金額は弊社との取組内容にて変動。

SUPPORT 2 学校専用お部屋探しリーフレット・サイト

リーフレット

作成費・印刷費無料。貴校へ通学便利な物件をバリエーション豊かに掲載して、先生方のご要望もお伺いしながら、学校周辺地図なども含めた専用のカラーリーフレットを作成します。



お部屋探しサイト

制作費用・維持管理費用無料。貴校HPにリンクボタンを設置いただくだけで。リアルタイムに情報更新が出来るので、紙媒体よりも情報が新鮮で、比較検討もおこないやすくなります。



学生の在学中のサポートについて

「UniLife」を運営するジェイ・エス・ビーグループは企画・仲介・管理をトータルで行う学生マンション総合プロデュース企業です。安全で快適な学生の住まいの提供を1976年の創業よりずっと続けて参りました。現在では**管理戸数70,000室以上、直営店舗数78店舗**を数え、学生支援を目的とした様々な活動を行っています。

SUPPORT 1 24時間365日の管理体制

学生にあんしんを提供します

UniLifeの「24時間安心体制」なら、深夜でも電話1本でつながる相談窓口がお客様の快適生活をサポートします。

※状況により対応は、翌営業日以降になる場合がございます。

①トラブル発生 ▶▶▶

【例えば・・・】
・鍵を無くしてしまった
・トイレの水が流れない
・エアコンの調子が悪い
・隣が騒がしくて眠れない
など

② 24時間管理センターへ▶▶▶

室内にインテグラボードが設置されているマンションならボタンを押すだけで、または電話1本で管理センターのスタッフがすぐに応答します。



③連絡を受けて適切な対応

管理センタースタッフが適切なアドバイス。必要時には現地に出動し、専門業者の手配や問題解決のサポートを行います。



SUPPORT 2 食事付き学生会館の運営による健康面のサポート

管理栄養士によるバランスを考えたメニューを館内調理で手づくりのおいしさを提供しています。日々顔を合わせる中で体調や健康面のフォローもできるので親御さんも安心です。



学校担当者様専用窓口

0120-953-681

<S.P.S. 対象エリア *順次拡大中>

北海道、宮城県、秋田県、岩手県、東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県、新潟県、石川県、静岡県、愛知県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、岡山県、広島県、山口県、香川県、愛媛県、福岡県、佐賀県、大分県、熊本県、長崎県、鹿児島県

※宿泊(入居体験)や、割引特典が可能なエリアです。

※ご利用いただく場合はキャリア教育共済協同組合への加入手続きが必要になります。

キャリア教育共済協同組合

加入手続き相談窓口

0120-014-888

【協賛企業】



株式会社ユニバーサル・サポート・システムズ

〒542-0012 大阪市中央区谷町9丁目1-22 NK谷町ビル
〒102-0072 東京都千代田区飯田橋3丁目2-4 UNOビル

【協力企業】



株式会社ジェイ・エス・ビー
ジェイ・エス・ビーグループ

〒600-8415 京都府京都市下京区因幡堂町655番地
国土交通大臣(5)第5716号<仲介> 加盟団体/ (公社) 全日本不動産協会 (公社) 不動産保証協会

リユースノートパソコン販売・IT機器買取

文部科学省においても”教育のデジタル化”が推進されるなか、学校のICT環境の整備は大きな課題となっています。しかしIT機器の導入においては、初期費用やメンテナンス費用、また情報管理における安全性の確保などが負担となっているのが現状です。その解決策の一つとしてパソコンなどのIT機器の『リユース』事業をおこなっております。

高品質なリユースノートパソコンの販売および、不要になったパソコンなどのIT機器の買取を通じて導入・管理コストを削減できることはもちろん、環境負荷を軽減することでSDG s 達成にも貢献することができます。

リユースノートパソコン販売

専用ソフトでデータ消去したパソコンに正規WindowsOSをインストールしクリーニングをおこなった高品質なノートパソコンを低価格でご提供します。
ご購入後は3年間の補償付きで安心してご利用いただけます。

CPU intel Core i5(第10世代以上)

メモリ 8GB ※16GB +5,000円(税込)

SSD 256GB



3年補償 52,000円 (税込)

Windows11標準搭載なのに
低価格で環境にやさしい
ノートパソコン

**Microsoft
AUTHORIZED
Refurbisher**

米国マイクロソフト社の認証を受けたり
ユースパソコン向けの正規Windows OSをす
べての機種にインストールしています。

品質の保証



Microsoft Authorized Refurbisher (MAR)プロ
グラム2022年度ライセンス
取扱数アジア・パシフィック部門で、
第1位(AP-JTOPSALES)を獲得しました

もし壊れても安心して利用できる保証サービス

安心の交換保証



電源が入らない



Windows が起動しない



接続端子が反応しない



エラーメッセージが
表示される

サポート内容



同等品との交換



無償修理 (場合により)

■サポートの対象外

- ・故意の過失による故障・自然災害
- ・消耗品(バッテリー等)
- ・プログラムやデータ(移行、復旧)

IT機器買取

PC・サーバ・スマホ・ネットワーク機器などのIT資産処理にお困りではないでしょうか？
費用や情報の取扱いなど、様々な課題に対応いたします。

IT資産処理の課題

- 廃棄コストが高い
- どの業者が安心できる？情報漏洩などが心配
- 大量にあり、廃棄処理に手間がかかっている など



機器の**データ消去・買取(手数料0円)**を実施し、
廃棄に関する課題に対応いたします！

データ消去作業証明書の発行もいたします。

※大手金融機関などからの依頼実績あり



お取り扱い機器一例

全国各地での引取対応可能です。
現地引取作業も安全実施をお約束します。



デスクトップ
パソコン



ノートパソコン



スマホ・
タブレット



サーバー



ネットワーク機器

ご質問やご相談はお気軽にご連絡ください！

《お問合せ先》03-6695-9604

(株)アンカーネットワークサービス 東京エコラインセンター

【協賛企業】



株式会社ジャパン・プロテクト・システムズ
〒101-0003 大阪市中央区谷町9丁目1-22
NK谷町ビル
TEL:06-6191-8100 FAX: 06-6191-8115

【協力企業】



株式会社アンカーネットワークサービス
〒101-0003 東京都千代田区一ツ橋2丁目4番3号
光文恒産ビル8F
TEL:03-6683-3571 FAX: 03-6683-3611

パソコンリユース・リサイクル事業者として
被災地への支援を行っています

アンカーネットワークサービスはパソコンのリユース・リサイクル事業者として、災害発生時に「支援用パソコンを送る」という事業の強みを生かした支援を行っています。

2017年の九州北部豪雨災害支援時には、私どものお送りした支援パソコンが災害復旧に貢献したとして総務省の九州総合通信局による非常無線通信協議会表彰をいただきました。



ECO

SUSTAINABLE
DEVELOPMENT
GOALS

STYLE

組合包括 火災保険

学校施設は鉄筋コンクリートや鉄骨造りといった耐火性に優れたものが多く、また消防法のもと消火設備・警報設備の設置によりリスクが低い「特性」があります。

学校ごとに適正な評価と提案をすることで、適切な保険料をご案内いたします。

3つのポイント

1つの証券に集約して契約

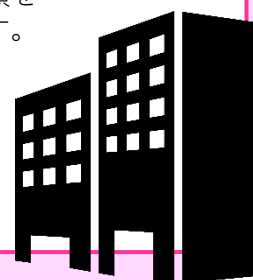
複数の証券にわかれて契約している財物（校舎、屋外設備等）を1つの証券にまとめて契約できるため、事務手続きや財物の契約管理を簡素化できます。

ニーズにあわせた保険設計

リスクに合わせて支払限度額、免責金額の設定が可能です。また特約をつけることで補償の拡充が可能です。例）地震や噴火の損害に備えた、地震危険補償特約

建物および設備什器の適正な評価

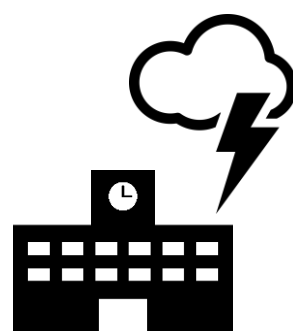
築年数や、近年の物価高騰を反映し、適正な評価で保険金額を算出します。



近年、自然災害の増加に伴い、地域を問わずに様々な事故が発生しております。また自然災害のみに限らずたくさんのリスクがあります。

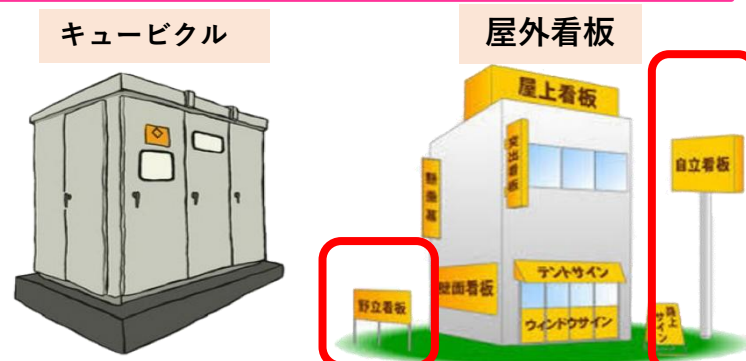
《事故の事例》

- ・地震による建物の損害（石川県）
- ・落雷により電子機器が壊れた（静岡県）
- ・台風により窓ガラスが割れた（沖縄県）
- ・台風により屋上に固定していた機械が倒れた（大阪府）
- ・ボールが飛んできて扉のガラスが割れた（大阪府）



！火災保険契約上の注意点！

右記のような設備の契約漏れが増えております。台風の被害などでお支払できないケースがありますので、契約に含まれているか確認が必要です。



「補償はそのまま、コストダウンができるか」
「補償内容の見直しをしたい」

などお気軽にご相談ください！

【協賛企業】



株式会社 ジャパン・プロテクト・システムズ

〒542-0012 大阪市中央区谷町9丁目1-22 NK谷町ビル

■お問合せ相談窓口 TEL：06-6191-8100 FAX：06-6191-8115

組合包括 教職員業務災害補償

近年、教育現場における労災事故は増加傾向にあります。また、ケガだけでなく、教職員の心の病気や過労によるストレス、熱中症など、リスクは多様化しています。特に非常勤職員が多いこの業界では、これらに対応する補償コストが割高になる傾向にあり、福利厚生の実現がなかなか図れませんでした。

そのような背景を踏まえこのたびキャリア教育共済協同組合では、組合員の皆様を包括し、業務中の事故や災害に対応した補償制度として「教職員業務災害補償」を構築しました。

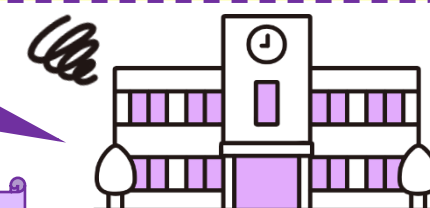
学校様のニーズに合わせて必要な補償をカスタマイズできるので、企業防衛のためのリスク対策、さらに福利厚生の実現にお役立てください！

学校が抱える様々なリスク

雇用環境のトラブル 従業員の病気
従業員の心の病気 弁護士費用
葬祭見舞金 賠償リスク 労災事故

安全配慮義務

職場環境配慮義務



教職員業務災害補償の特徴

- 労災事故が原因のケガの補償や事故による急な出費にも対応！
業務従事中のケガは労災認定を待たずに学校へ保険金をお支払いします。
業務上の疾病も補償の対象です。
- 労災事故が起これば、学校は労働契約法・労働安全衛生法の義務を果たさなければなりません。万が一、高額な賠償金支払義務が発生した場合も対応し、弁護士費用等を補償します。
- 通勤中（往復途上）のケガや天災危険（地震・噴火・津波）も補償されるので安心です。
- 名簿および健康告知の提出が不要で、補償対象者の増減や入れ替わりがあっても自動で補償されます。
- 必要な補償をカスタマイズできるので「補償を充実させて万が一に備えたい」や「必要な補償だけをつけてコストを抑えたい」といったニーズにもおこたえます！
- 人数規模に応じた割引があります。

付帯される無料サービス

ストレスチェック

労働安全衛生法の改正に伴い、2015年より労働者数50以上の事業所でストレスチェックの実施が義務化されました。2028年からは労働者数50人未満の事業所でも、実施の義務化が開始します。年に1回、Web上で制度に対応するストレスチェックを無料で提供します。

その他

医療相談、介護・育児相談、人事・労務相談など、様々なサービスがご利用いただけます。
※契約される保険商品によりサービスも異なります。

【協賛企業】



株式会社 ジャパン・プロテクト・システムズ

〒542-0012 大阪市中央区谷町9丁目1-22 NK谷町ビル

■お問合せ相談窓口 TEL：06-6191-8100 FAX：06-6191-8115

試験会場貸出マッチングサービス

施設をお持ちの学校と試験会場をお探しの主催者をマッチングするサービスです。
授業のない休日や放課後の空き教室を試験会場として貸し出すことで、収益を得ながら、**受験者や付き添いの保護者の方に学校のPR**をしていただけます。



<PR効果>



<収益シミュレーション>

語学系（紙）試験 年7回、20教室を貸し出した場合 平均700円／ 席×30席×20教室×7回=294万円	CBT（コンピュータ方式）試験 年3回、3教室を貸し出した場合 平均2,000円／ 席×30席×3教室×3回=54万円
--	--



【協賛企業】

株式会社ユニバーサル・サポート・システムズ
大阪府大阪市中央区谷町9-1-22 NK谷町ビル8F
TEL : 06-6765-8010 FAX : 06-6765-8012

【協力企業】

株式会社ニーヴ
東京都渋谷区神宮前2-3-18建築家会館JIA館6F
TEL : 03-5786-6675 FAX : 03-5786-6676